

平成 25 年度
事業計画書

島根県西部視聴覚障害者情報センター

目 次

1 事業運営計画	P 2
2 施設を取り巻く現状と課題	P 3
3 課題解決に向けた取組	P 4
4 固定資産物品購入計画	P 8
5 事業実施計画	P 9
【点字図書館事業】	P 9
【聴覚障害者情報提供施設事業】	P 1 0
【地域生活支援事業】	P 1 1
【行事、会議等の開催計画】	P 1 2
【施設内研修計画】	P 1 2
【安全衛生計画】	P 1 3
【その他の計画】	P 1 3

1 事業運営計画

事業の名称				
1 点字図書館事業				
2 聴覚障害者情報提供施設事業				
3 地域生活支援事業				
運営方針				
<p>法人の「運営の基本理念」、「運営の基本方針」、「平成25年度重点活動方針」を実現するため、次のとおり施設の方針を定め事業運営にあたる。</p> <p>1 管内地域住民に対し当センターの事業内容の周知を図り、利用者の拡大につなげる。</p> <p>2 関係行政機関、障がい者団体等との連携を深め、あらゆる機会を通じて利用者ニーズの把握に努める。</p> <p>3 情報化の進展等に対応し、視聴覚障がい者が等しく利用できるよう、多様かつ効果的なサービスの提供に努める。</p> <p>4 センターの業務遂行に必要な資格の取得をはじめ職員の専門的能力の向上を図る。</p> <p>5 各種ボランティアの確保に努め、研修の充実を図るとともに、意欲的な活動を促進する。</p> <p>6 センターの持つ機能を社会資源として可能な限り地域に開放して、最新の機器の情報提供・貸出し・斡旋、生活訓練等を実施し、視聴覚障がい者の自立、社会参加につなげる。</p> <p>7 地域生活支援事業で市町が対応できない広域的・専門的事業については、島根県と協議し、可能な限り支援する。</p> <p>8 「島根あさひ社会復帰促進センター」を効果的に活用する。</p>				
職種別職員配置				
職種	正規	常勤嘱託	非常勤	合計
施設長	1			1
事務職員	3	2		5
合計	4	2		6

2 施設を取り巻く現状と課題

【現状】

当センターは、視聴覚障がい者の自立生活への支援、社会参加を図ることを目的に、平成12年に開設し、島根県の委託を受けて、視聴覚障がい者への情報提供、コミュニケーション支援等を行っている。

大きく変わりつつある国の障がい者福祉施策の動向、島根県、また市町の取組に対応し、島根県西部の視聴覚障がい者への情報提供の拠点施設として、利用者をはじめ地域に根ざした「信頼される施設」を目指し取り組んでいる。

事業内容は、「点字図書館事業」として点字図書及び録音図書・雑誌の製作・貸出し、プライベートサービス、日常生活用具の紹介・斡旋等を、「聴覚障害者情報提供事業」としてビデオ（DVD）の貸出し、プライベートサービス、日常生活用具の紹介・斡旋等を、「地域生活支援事業」として点訳・朗読奉仕員養成、コミュニケーション支援、中途失明者生活訓練、市から受託の点字・録音広報発行等を行っている。

また、平成20年10月にオープンした「島根あさひ社会復帰促進センター」においては、点訳・音訳の指導員に対するスキルアップ講習を行っている。

【課題】

点字図書館業務の開始から38年を経過したが、施設の存在、業務内容が未だ地域住民へ十分に周知されていない。引き続きあらゆる手段を駆使してPRに努める必要がある。

聴覚ライブラリーの利用減少など利用者ニーズに変化が見られ、関係機関・団体等と連携してニーズの把握に努め、これに即したサービスを提供していく必要がある。

急激に進展する情報化社会の中で、センター・利用者とも技術革新の波に対応し切れていない状況にある。複雑・多様化する利用者ニーズに的確に対応するには、より専門的な技術・能力が求められている。研修の充実により職員の資質を高め、業務協力者としてのボランティアの技術向上を図っていく必要がある。

各種ボランティアの養成講習の受講者が少人数にとどまっており、長期的に登録ボランティアが減少するおそれがある。様々な手段でボランティアの養成・確保に努めるとともに、長期にわたって意欲を持って活動してもらえるようにする必要がある。

中途視覚障がい者等に対する生活訓練を継続的・安定的に実施するには、専門的知識・技術を有する職員を複数配置する必要がある。また、点訳・音訳奉仕員の養成についても、長い経験と指導能力を備えた職員の複数配置が必要である。

視覚障がい者への情報提供に当たっては、平成22年4月から運用を開始した視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」を活用して、点字・録音資料の配信や身近な地域生活情報のリアルタイムでの提供ができる環境を整備していく必要がある。

昨年度に更新された展示用補装具・日常生活用具等を積極的に活用する必要がある。

3 課題解決に向けた取組

項 目	利用者の拡大
現 状	管内の視聴覚障がい者数は、2728名（視覚1134名、聴覚1594名）で、そのうち当センターの利用登録者数は373名（14%）にとどまっている。市町の担当窓口で身障手帳交付時にセンター利用案内を手渡すよう依頼、また眼科医に施設案内を配布、さらに県の広報媒体（ラジオ、新聞）や市町・社会福祉協議会の広報紙で利用を呼び掛けてもらうなど、PRに努めているが、十分な成果が出ていない状況にある。
課 題	平成21年度に実施した視聴覚障がい者を対象としたアンケート調査の結果から、施設の存在、業務内容の周知が不十分な実態が明らかになった。個人情報保護の関係で市町からの情報入手が難しく、利用該当者への直接の働き掛けができない。
解決に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> 引き続きあらゆる機会を通じてセンターの業務内容の周知を図る 平成24年度に実施した利用者アンケート調査の結果等を基に、利用者ニーズに即し利用の増加につながるようなサービスの提供を検討する。

項 目	関係機関・団体との連携
現 状	行政機関、視聴覚障がい者団体、ボランティア団体等との情報共有、意見交換の場として、年1回「事業推進会議」を開催し、センターの事業計画等の周知を図るとともに、各機関・団体の課題、取組等について情報交換を行っている。
課 題	視聴覚障がい者の自立生活、社会参加に向けた関係機関・団体との十分な連携、前向きな取組を引き出すに至っていない。国の障害者施策が見直され、同行援護、手話通訳、要約筆記等の要望が増加することが予測されていることから、市町、ボランティア団体等と連携して、代読・代筆の能力を有するボランティアを養成・確保する必要がある。また、手話、要約筆記の奉仕員は、東部地域と比較して養成が後れ、登録者数が少ないことから、管内市町の手話・要約筆記奉仕員の養成の取組を促進する必要がある。
解決に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関・団体等との連携をより緊密にし、利用者ニーズの把握、課題についての意見交換、取組の情報共有等を図り、事業の見直しや周知を通して利用者の拡大につなげる。 点訳・音訳ボランティア、手話・要約筆記奉仕員の養成・確保について、管内市町、ボランティア団体等と今後の対応を協議する。 市町が実施する手話・要約筆記奉仕員養成講習に対して、人的・物的な支援（手話通訳講師の派遣、要約筆記用機材の貸出し等）を行う。

項 目	情報化社会への対応
現 状	視覚障がい者への情報提供媒体が紙、カセットテープからCDへ、さらにデータ配信サービスへと変わりつつある。「サピエ」にアップされた情報は、利用者が独自にダウンロードすることが可能になっている。センターは貸出業務を省力化できる利点、利用者はリアルタイムに欲しい情報を入手できる利点がある。
課 題	今日の進展する情報化に、職員・ボランティア、利用者とも十分に対応し切れていない。職員の専門的な技術・能力をさらに高め、ボランティアの技術向上を図って、情報機器の利用を促進する必要がある。また、利用者側において、最新の情報機器を使えるかどうかで情報格差が広がる懸念がある。
解決に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者の情報機器の利用技術に関する職員研修を行う。 ・利用者の要望に応えられるパソコンボランティアを養成する。 ・利用者に情報機器の利用を呼び掛け、そのための講習会を開催する。 ・情報機器が使用できない利用者に対しても、センターがリクエストに応じて情報をダウンロードして提供する。

項 目	職員の資質・能力の向上
現 状	センターの業務を安定的に遂行していくためには、点字指導員、音訳指導員、歩行訓練士の3つの資格と視覚障がい者へのパソコン指導技術を持った職員の複数配置が必要であるが、これができるのは音訳指導員のみである。また、職員が日々のルーチン業務に追われ、十分な研修ができないことから、利用者やボランティアの高度で多様なニーズに対応し切れていない。
課 題	限られた人員で効率的に業務を遂行するため、一人の職員が複数の資格や技術・能力を身に付ける必要がある。また、視聴覚障がい者を取り巻く状況を把握し、社会福祉制度や日常生活用具等の情報を利用者やボランティアに的確に提供できるよう、職員研修を充実させる必要がある。
解決に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行訓練士の養成課程に職員を派遣する。 ・全国視覚障害者情報提供施設協会等が主催する研修会に積極的に参加する。 ・年間6回の所内研修を実施し、視聴覚障がい者を取り巻く社会状況、社会福祉制度、日常生活用具等について理解を深める。

項 目	各種ボランティアの養成・確保
現 状	点訳、音訳、校正、デイジー編集、パソコンの各奉仕員の養成講習において、近年、受講者数がいずれも10人未満にとどまっている。修了者の登録率は高くなっており、結果的に登録ボランティア数は微増となっているが、

	登録者の高齢化や身に付けるべき技術・能力の高度化、活動を継続できない登録者もあり、必要数が確保できていない。
課 題	点字図書館事業を安定的・持続的に実施していくため、様々な手段で各種ボランティア養成講習の受講者を増やし、登録後も引き続きスキルアップを図るとともに、長期にわたって活動を継続してもらえるよう動機付けを工夫する必要がある。
解決に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な機関や団体に各種ボランティア募集の機関紙掲載、会員へのチラシ配布、メール配信等を依頼する。 ・養成講習修了者に対するスキルアップ講習を継続的に実施し、より高度で実践的な技術を身に付けたボランティアを育成する。 ・ボランティアグループの自主的勉強会に職員を派遣し、スキルアップを支援する。 ・センター独自の指導者認定制度の創設、表彰制度の改正を検討する。

項 目	地域・生活情報の提供
現 状	視聴覚視障がい者は、地域の医療、福祉、防災、買い物、イベント等の地域・生活情報を入手することが困難で、受託事業として一部の市町広報紙を点訳・音訳して視覚障がい者に送付しているが、質・量ともに不十分な状況にある。
課 題	サピエの「地域・生活情報」を利用して、地域情報や身近な生活情報をリアルタイムで視覚障がい者に提供することが可能となっており、平成22年度からその情報提供体制の整備に取り組んでいるが、関係機関・団体等との事前協議が進んでいない。
解決に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・サピエの「地域・生活情報」にセンターの情報を掲載する。 ・浜田市と試行的な情報掲載について協議する。 ・「事業推進会議」で関係機関・団体等と今後の取組を協議する。

項 目	機器情報の提供
現 状	平成12年のセンター開設時に整備された展示用の補装具・日常生活用具等の多くが陳腐化しているが、昨年度末にその一部が更新された。
課 題	補装具・日常生活用具等の技術開発は目覚しく、利用者に最新の機器情報を積極的に提供していく必要がある。また、カタログだけでなく、利用者が実際に機器を試用し、その利便性を確認の上で購入することが大切である。
解決に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者向け新聞・雑誌、インターネット、メーカー等から最新の機器情報を収集し、利用者に提供する。 ・各地域で機器展示・生活相談会を開催し、更新された補装具・日常生活用

	具やメーカーから借り受けた機器等を使って、来場者への紹介、試用等を行う。
--	--------------------------------------

項 目	「島根あさひ社会復帰促進センター」の活用
現 状	雑誌や市町広報紙等の製作業務は、スピードが求められる上に作業に時間を要することから、カセットテープ・CDコピーなど多くの作業を「あさひ」に依頼している。このように「あさひ」を活用することで省力化を図り、生じた余力を利用者へのより充実したサービス提供に振り向けている。
課 題	単純作業の多くを「あさひ」に依頼しているが、増大する利用者の要望に応えていくためには、今後、さらに多くの作業を「あさひ」に依頼する必要がある。
解決に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・業務全般を改めて見直し、「あさひ」に依頼可能な作業を洗い出す。 ・県からの受託事業として行っている「あさひ」の作業実習内容の検討・指導において、当センターから依頼できる新たな訓練作業に取り組んでもらうよう働き掛ける。

4 固定資産物品購入計画

(単位：千円)

名称	執行見込額

5 事業実施計画

【点字図書館事業】

- 1 施設のPR及び地域情報サービスへの取組を強化し、利用者の拡大に繋げる。
 - (1) 管内の各市町福祉窓口、公共施設、社会福祉施設、眼科医等を訪問するとともに、センターのパンフレットや利用案内（墨字・点字・録音）の配布、関係機関・団体の広報紙への紹介記事の掲載依頼を行うなど、あらゆる機会を捉えてセンターの業務内容の周知を図る。
 - (2) センターのホームページ及びサピエの「地域・生活情報」を通して施設情報や地域情報を発信する。
 - (3) 利用者にIT機器の利用を呼びかけるとともに、そのための講習会を開催する。
 - (4) IT機器の利用困難な利用者に対してセンターの広報紙「かわらばん」を通して情報提供する。
 - (5) 利用者アンケートの調査結果等を基に利用者ニーズに即したサービスの構築を図る。
- 2 図書製作及び貸出し
 - (1) 良質な点字図書、録音図書（カセットテープ、デイジー）の製作
 - (2) 点字図書、録音図書、拡大図書の閲覧、貸出し
 - (3) 録音雑誌の製作（月刊誌2、隔週誌1）、貸出し
 - ・定期発行と内容の充実を図る。
 - (4) 新刊情報の発信
 - ・広報紙「かわらばん」の発行に併せて新刊の点字図書・録音図書の一覧表を作成し、配布する（年4回）。また、毎月、ホームページの新刊案内を更新する。
 - (5) 各種ボランティアの募集
 - ・センターが主催する各種ボランティア養成講習会（点訳、朗読、デイジー編集、地域情報、パソコン）の受講者を増やすため、さまざまな機会や手段で募集の周知を図る。
 - (6) 視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」の活用
 - ・サピエの利用を促進するため、視覚障がい者及びボランティアに対してサピエ利用説明会を開催する。（視覚障がい者向け年1回 ボランティア向け年1回）
 - ・サピエを活用して図書及びレファレンスの充実を図る。
 - ・サピエの「地域・生活情報」に県西部地域の情報をアップし発信するとともに、その情報を加工して「かわらばん」に掲載し、サピエ未利用者にも提供する。
 - ・サピエにアップする情報の収集・加工のため、地域情報ボランティア養成講習会を開催する。（年1回全5回）
 - (7) 図書・雑誌情報の迅速なデジタル化
 - ・点字図書等の製作のスピードアップを図るため、図書・雑誌の文字情報のテキストデータ化に取り組む。

- (8) 録音図書・雑誌のデジタル編集の迅速化
- ・録音図書・雑誌のデジタル製作及びスピードアップのため、デイジー編集ボランティア養成講習会を開催する（年1回全5回）とともに、そのスキルアップ講習を開催する（年1回）。
- (9) 蔵書の管理
- ・図書の確認（所在、装丁等）、整理、除籍、データ管理等を図書整理日に実施する。
- (10) 島根あさひ社会復帰促進センターの活用
- ・増加する利用者の希望に対応するため、島根あさひ社会復帰促進センターにある全視情協島根あさひ事業所にCD・カセットテープのダビング、アナログ情報のデジタル情報への変換、点字印字等の作業を依頼し、業務の効率化を図る。
 - ・県内の公的機関・団体に対して封筒への点字印字の取り組みを促す。
 - ・点訳科及び音訳科の訓練指導員のスキルアップを図る。
- (11) 定型的業務とその他の業務を組み込んだ週案を基に業務の効率化を図る。
- 3 プライベートサービスの実施
- ・利用者のプライバシーの保護に配慮し、利用者個々の多様なニーズに対応できる、きめ細かなプライベートサービスを実施する。
- 4 日常生活用具等の紹介・斡旋
- ・視覚障がい者用の補装具、日常生活用具、便利グッズ等の情報を職員が共有し、利用者からの問い合わせや相談に対応できるようにする。
 - ・利用者からの求めに応じて日常生活用具等の紹介・斡旋を行う。
 - ・最新の機器情報や補装具・日常生活用具給付制度の改正等について、広報紙「かわらばん」及びホームページで情報発信する。

【聴覚障害者情報提供施設事業】

- 1 施設のPR及び地域サービスへの取組を強化し、利用者の拡大に繋げる。
- (1) 管内の各市町福祉窓口、公共施設、社会福祉施設等を訪問するとともに、センターのパンフレットや利用案内の配布、関係機関・団体の広報紙への紹介記事の掲載依頼を行うなど、あらゆる機会を捉えてセンターの業務内容の周知を図る。
- (2) センターのホームページを通して施設情報等を発信する。
- (3) 利用者にIT機器の利用を呼びかけるとともに、そのための講習会を開催する。
- (4) IT機器の利用困難な利用者に対してセンターの広報紙「かわらばん」を通して情報提供する。
- (5) 利用者アンケートの調査結果等を基に利用者ニーズに即したサービスの構築を図る。
- 2 ビデオの貸出し
- (1) 字幕入り（手話入り）ビデオ（DVD）の閲覧、貸出し
- (2) 「ビデオライブラリー目録」（追加目録）の作成、配布（年1回）
- (3) 巡回方式によるビデオの貸出し（希望により随時）

<ul style="list-style-type: none"> ・大田以西の各障害者生活支援センター、ろう学校、障害者施設等への巡回を行う。 <p>(4) ビデオ（DVD）の相互貸借</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松江の聴覚障害者情報センターと連携を密にし、ビデオ（DVD）の相互貸借を円滑に行う。 <p>3 プライベートサービスの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者のプライバシーの保護に配慮し、利用者個々の多様なニーズに対応した「中継連絡サービス」をFAX等を利用して実施する。 <p>4 日常生活用具等の紹介・斡旋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障がい者用の補装具、日常生活用具、便利グッズ等の情報を職員が共有し、利用者からの問い合わせや相談に対応できるようにする。 ・利用者からの求めに応じて日常生活用具等の紹介・斡旋を行う。 ・最新の機器情報や補装具・日常生活用具給付制度の改正等について、広報紙「かわらばん」及びホームページで情報発信する。
【地域生活支援事業】
<p>1 点訳奉仕員養成講習会及び技術講習会</p> <p>(1) 浜田市で点訳奉仕員養成講習会を開催し、センターの点字資料の製作や地域で活動できる点訳ボランティアを養成する。(全25回)</p> <p>(2) 点訳技術向上のための勉強会を定期的で開催する(年6回)とともに、各点訳グループの自主的な勉強会に職員を派遣し(2グループ×年10回)、点訳技術の向上と最新の情報提供に努める。</p> <p>(3) 点訳校正技術の向上を図るため、校正技術講習会を開催する。(年1回全2回)</p> <p>2 朗読奉仕員養成講習会及び技術講習会</p> <p>(1) 浜田市で朗読奉仕員養成講習会を開催し、センターの録音資料の製作や地域で活動できる音訳ボランティアを養成する。(全21回)</p> <p>(2) 音訳技術向上のための勉強会を定期的で開催する(年6回)とともに、各音訳グループの自主的な勉強会に職員を派遣し(2グループ×年10回)、音訳技術の向上と最新の情報提供に努める。</p> <p>(3) 音訳校正技術の向上を図るため、校正技術講習会を開催する。(年1回全2回)</p> <p>3 中途失明者生活訓練事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県西部の中途失明者に対して歩行訓練、コミュニケーション訓練を実施することで生活面での支援をする。 <p>4 島根県パソコンボランティア等養成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者のパソコンや周辺機器等の使用を支援するパソコンボランティアを養成し、障がい者を対象とするIT講習会等に派遣する。(年1回2日間) <p>5 島根県中部・西部障がい者情報化コミュニケーション支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者を対象にパソコン等の使用方法の講習会を開催する。(大田市：年1回全3

<p>回、浜田市：年1回全3回、江津市：年1回全3回、益田市：年1回全3回)</p> <p>・障がい者の求めに応じてパソコンボランティアを派遣する。</p> <p>6 各市からの受託事業</p> <p>(1) 声の広報等発行事業（浜田市） 1 2回（月1回）</p> <p>(2) 生活訓練（料理教室）事業（浜田市） 2 4回（月2回）</p> <p>(3) 点字広報発行事業（益田市） 1 2回（月1回）</p> <p>(4) 視覚障害者生活訓練事業（益田市） 随時</p> <p>(5) 生活訓練事業（大田市） 1 2回（月1回）</p> <p>(6) 点字・声の広報等発行事業（江津市） 1 2回（月1回）</p>
【行事、会議等の開催計画】
<p>1 「セミナー&交流会」</p> <p>・聴覚障がいのある利用者のニーズに即した情報提供や体験、利用者・ボランティア・職員との交流、機器紹介等を行う「セミナー&交流会」を開催する。（年1回）</p> <p>2 「利用者とボランティアのつどい」</p> <p>・日ごろ会う機会の少ない視覚障がいのある利用者とボランティア・職員との交流、意見交換、機器紹介等を行う「利用者とボランティアのつどい」を開催する。（年1回）</p> <p>3 事業推進会議</p> <p>・効果的な事業の推進のため、関係機関・団体と情報交換、意見交換を行う事業推進会議を開催する。（年1回）</p> <p>・必要に応じて関係機関との連絡会議を開催する。（随時）</p> <p>4 各種制度説明会</p> <p>・利用者の希望に応じて医療、社会保障、税制等の各種制度の説明会を開催する。</p> <p>5 職員会議</p> <p>・施設内の連絡調整と業務の円滑な遂行のため、定期的に職員会議を開催する。（毎月1回）</p>
【施設内研修計画】
<p>1 事業団人材育成基本方針に基づき研修を実施する。</p> <p>2 職員の資格取得</p> <p>・歩行訓練士の資格取得のため、日本ライトハウス主催の視覚障害生活訓練等指導者養成課程に職員1名を派遣する。</p> <p>3 関係団体主催の講習・研修への参加</p> <p>・全国視覚障害者情報提供施設協会、聴覚障害者情報提供施設協会等の主催する研修会に積極的に参加する。</p> <p>4 所内研修の実施</p> <p>4月 「平成25年度事業団重点活動方針及びセンター事業計画の実施について」</p>

6月	専門研修（補装具、日常生活用具、便利グッズ等）
8月	専門研修（視聴覚障がい者向け給付制度）
10月	人権・同和問題研修
12月	専門研修（視覚障がい者用情報機器利用技術）
3月	「今年度事業を振り返って」
【安全衛生計画】	
1	健康管理 (1) 施設として職員の健康管理に十分に留意し、労働安全衛生法に基づき、年1回の検診を実施する。 (2) 職員の健康管理にあたり「心の健康」に関する研修に積極的に参加する。
【その他の計画】	
1	施設及び事業の広報 (1) 広報紙「かわらばん」の発行（年4回） (2) ホームページの更新 ・できるだけ最新の情報を提供するよう更新に努める。 (3) 浜田市健康福祉フェスティバルへの参加
2	機器展示・生活相談会の開催 ・島根県聴覚障害者情報センター及び島根ライトハウスライブラリーと協力して、必要に応じて各地で機器展示・生活相談会を開催する。（年3回）
3	各市町のボランティア養成事業への支援 ・管内の各市町が実施する各種のボランティア養成事業に対して積極的に支援する。
4	学校等の福祉学習への支援 ・小・中学校等の福祉学習への支援を通じて、障がい者への理解を促進する。